

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部を改正する訓令
(案)

川崎市教育委員会職員の人事評価に関する規程（平成18年川崎市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第40条第1項」を「第23条の2第1項」に改める。

第2条中「総務局長」を「総務企画局長」に、「教育長」を「教育次長」に改め、同条の表中

「

1次評価者	2次評価者	確認者
教頭	校長	教育長
事務長	教頭	教育長
教頭	校長	教育長

」

を

「

1次評価者	2次評価者	確認者
教頭	校長	教育次長
事務長	副校長又は教頭	教育次長
副校長又は教頭	校長	教育次長

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

制 定 理 由

地方公務員法の一部改正及び組織改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程 平成18年3月31日教委訓令第4号 (川崎市職員の人事評価に関する規程の準用)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第23条の2第1項</u>の規定に基づき実施する職員に対する人事評価(以下「人事評価」という。)に関し、川崎市教育委員会の任命に係る一般職の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員を除く。以下「職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員については、川崎市職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市訓令第9号。以下「市職員人事評価規程」という。)の規定を準用する。</p> <p>(1) 教育委員会事務局に勤務する職員 (2) 教育機関に勤務する職員。ただし、市立高等学校に勤務する職員にあつては、事務職員、市立学校に勤務する職員にあつては、業務職員に限る。 (読替え規定等)</p> <p>第2条 前条の場合において、市職員人事評価規程中「市長」とあり、「局長」とあり、及び「<u>総務企画局長</u>」とあるのは、「<u>教育次長</u>」と、同規程中「市長の事務部局」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市職員人事評価規程第4条の規定にかかわらず、前条第2号ただし書に規定する職員については、人事評価における1次評価者及び2次評価者並びに確認者に関し、次の表を適用する。</p>	<p>○川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程 平成18年3月31日教委訓令第4号 (川崎市職員の人事評価に関する規程の準用)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第40条第1項</u>の規定に基づき実施する職員に対する人事評価(以下「人事評価」という。)に関し、川崎市教育委員会の任命に係る一般職の職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員を除く。以下「職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員については、川崎市職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市訓令第9号。以下「市職員人事評価規程」という。)の規定を準用する。</p> <p>(1) 教育委員会事務局に勤務する職員 (2) 教育機関に勤務する職員。ただし、市立高等学校に勤務する職員にあつては、事務職員、市立学校に勤務する職員にあつては、業務職員に限る。 (読替え規定等)</p> <p>第2条 前条の場合において、市職員人事評価規程中「市長」とあり、「局長」とあり、及び「<u>総務局長</u>」とあるのは、「<u>教育長</u>」と、同規程中「市長の事務部局」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市職員人事評価規程第4条の規定にかかわらず、前条第2号ただし書に規定する職員については、人事評価における1次評価者及び2次評価者並びに確認者に関し、次の表を適用する。</p>

改正後				改正前			
被評価者の区分	1次評価者	2次評価者	確認者	被評価者の区分	1次評価者	2次評価者	確認者
市立学校に勤務する業務職員（高等学校に勤務する用務に従事する職員を除く。）	教頭	校長	<u>教育次長</u>	市立学校に勤務する業務職員（高等学校に勤務する用務に従事する職員を除く。）	教頭	校長	<u>教育長</u>
一般事務職、高等学校に勤務する用務に従事する業務職員	事務長	<u>副校長又は教頭</u>	<u>教育次長</u>	一般事務職、高等学校に勤務する用務に従事する業務職員	事務長	<u>教頭</u>	<u>教育長</u>
事務長	<u>副校長又は教頭</u>	校長	<u>教育次長</u>	事務長	<u>教頭</u>	校長	<u>教育長</u>

備考 事務長とは、一般事務職のうち当該補職名を補せられた者をいう。
(以下 略)

備考 事務長とは、一般事務職のうち当該補職名を補せられた者をいう。
(以下 略)